

第6章 地域で安心して暮らすために

1 保健・医療

現状と課題

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が課題となっており、障がいのある人が住み慣れた地域において健康でいきいきと暮らしていくためには、一人ひとりの状況に応じた健康づくりと安心して医療を受けられる体制が必要であり、福祉サービスや在宅医療などのより一層の充実が求められています。

障がいのある人が適切な医療を受けるにあたっては、医療機関における障がいに対する理解やコミュニケーションの配慮に加え、アクセスや設備などの整った受診しやすい環境づくりを関係機関などが連携して進めていく必要があります。

配慮や支援を要する障がいのある人が入院した際は、医療機関においては介護ニーズに十分に対応できないことがあるため、それを支援するための制度整備も必要です。2018（平成30）年4月より入院中の医療機関における重度訪問介護の利用が一部可能となりましたが、利用できる方は限定されており、障がいのある人が、地域で安心した生活が送れるよう、様々な障がい種別への支援に対応できる地域医療・リハビリテーション体制の充実が必要です。

高度急性期、急性期、回復期、慢性期といった患者の状態に応じて、適切な医療を効果的かつ効率的に提供するためには、不足する医療機能の充足を図るとともに、医療機能の分化・連携を促進する必要があります。

2011（平成23）年に公布された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、介護福祉士や一定の研修を受けた介護職員等による喀痰吸引等の実施が可能となりましたが、引き続きサービス提供基盤の充実が必要です。

医療的ケアを必要とする障がいのある人の地域生活を支えるため、保健・医療・福祉等が連携し、支援体制を整備することが必要です。また、2021（令和3）年には、医療的ケ

ア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、医療的ケアを必要とする児童やその家族が身近な地域で必要な支援を受けることができるよう、支援の充実が求められています。

乳幼児健康診査等で障がい疑われたこどもに関しては、早期に適切な医療や支援を提供するとともに、保護者や関係者に対して必要な知識や情報を提供することが重要です。さらに、障がいのあるこどもやその保護者等が安心して地域で暮らせるよう、関係機関等が連携した療育支援体制の充実が必要です。

ひきこもり等の課題に対応するためには、相談体制の充実や安心して過ごせる居場所づくり等の取組が必要です。

また、精神障がいのある人が安心して地域で生活するうえでは、身近なところで必要ときに必要な医療サービスを受けられるシステムが必要です。

しかし、市内には精神科の専門病院が非常に少なく、精神科病床も限られており、入院医療の多くは市外の精神科病院で行われています。

そのため、「大阪府保健医療計画」及び「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」との整合性を図りながら、大阪府、堺市と共同で精神科救急医療体制¹の整備を行うとともに、2005（平成 17）年より「おおさか精神科救急医療情報センター」を設置しています。

大阪市単独事業としては 2008（平成 20）年 7 月から休日・夜間の救急外来対応ができる診療所の固定化を図り、一次救急医療体制²の強化を行いました。

2015（平成 27）年 8 月からは、一般救急病院や救命救急センターにおいて、精神科合併症患者の身体的な治療を終えた患者がスムーズに精神的な治療を受けることができる「精神科合併症支援システム」の運用を大阪府、堺市と共同で行っています。

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に関しては、依存症者及びその家族等の二一

¹ 休日・夜間において緊急な精神科医療を提供する診療体制。

² 休日・夜間に、外来診療で対応可能な精神疾患をもつ患者のための救急診療体制。

ズに対応できるよう、医療機関や回復施設、自助グループ、民間団体等と相互に連携して、地域の実情に応じた必要な支援を推進することが求められています。

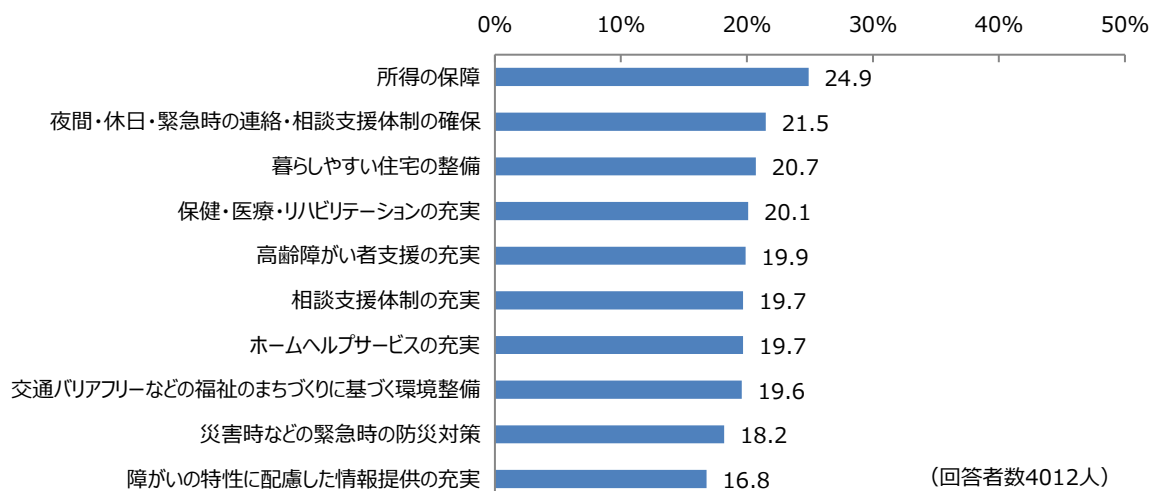
難病に関しては、疾病に対する不安と医療費や介護費の負担など、心理的、経済的負担は大きいものがあります。医療費負担の軽減や療養生活上の相談、在宅療養における居宅生活支援、また、疾病に関するものはもちろん、介護・療養に関する情報提供など、医療と保健・福祉が連携した難病患者に対する幅広い支援の推進が求められています。

そのほか、長期入所・入院から地域での自立生活への移行を推進するうえでも、地域生活での様々な医療ニーズに対応した相談窓口や医療・リハビリテーション体制、緊急時の支援体制、在宅療養における支援サービス等の整備・充実が求められるところです。

◆◆◆◆◆◆◆◆2022（令和4）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆

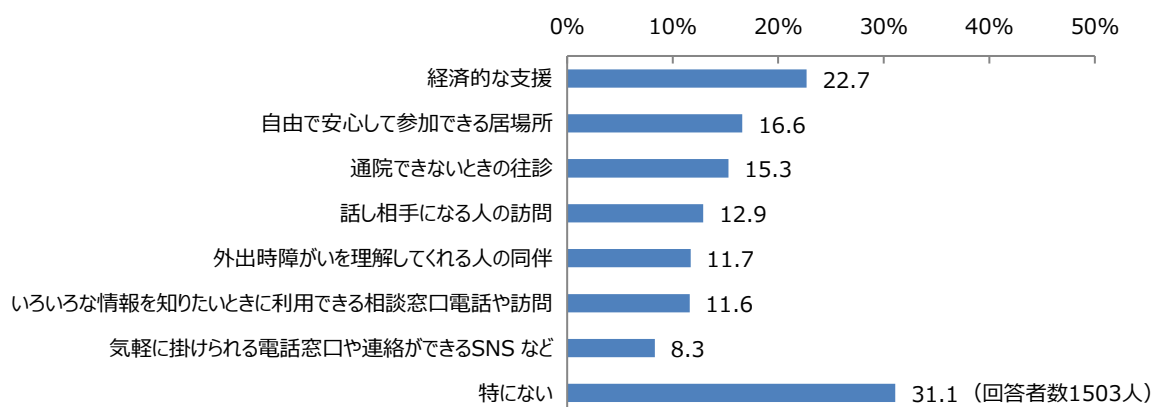
○ 障がい者施策全般に望むこと【複数回答】（障がい者本人用調査票）

（上位10項目のみ掲載）



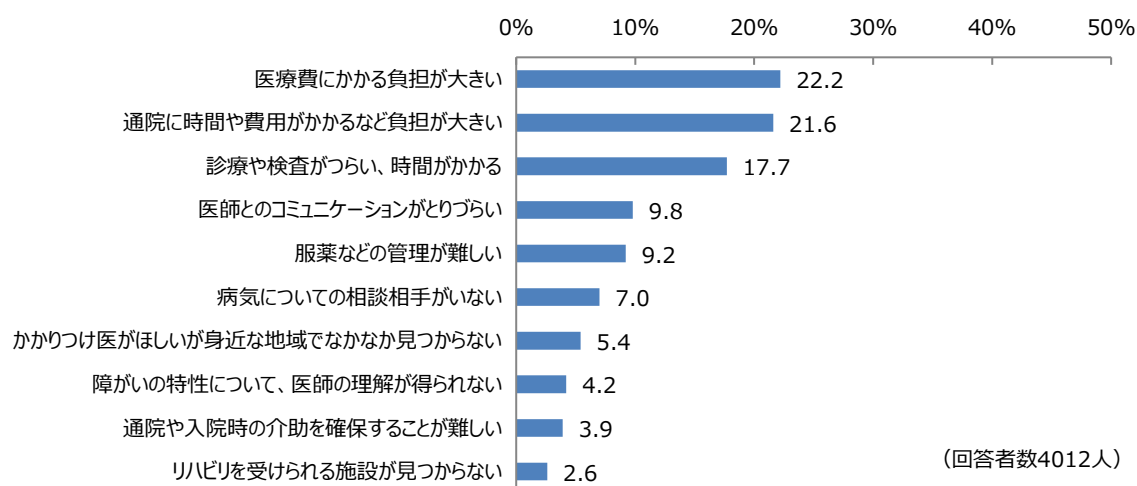
障がい者施策全般に望むことにおいて、「保健・医療・リハビリテーションの充実」と回答された方が20.1%おられ、保健・医療分野の充実への関心の高さがうかがえます。

○ 必要な支援や取組【複数回答】（障がい者本人用調査票）



ほとんど外出せず家にいることが多い方が求める必要な支援や取組としては、「経済的な支援」が最も多く、次いで「自由で安心して参加できる居場所」となっています。

○ **医療に関する困りごと【複数回答】**（障がい者本人用調査票）（上位 10 項目のみ掲載）



「医療費にかかる負担が大きい」が最も多く、次いで「通院に時間や費用がかかるなど負担が大きい」となっています。医療費の負担軽減のほか、通院や医師とのコミュニケーションに関する支援が求められています。



(課 題)

① 総合的な保健、医療施策の充実

- ア 障がいのある人の健康管理の推進
イ 受診機会の保障

② 地域におけるリハビリテーション・医療の充実

- ア 地域におけるリハビリテーション体制の整備
- イ 中途障がいのある人の地域リハビリテーションの充実
- ウ 地域における医療連携体制の構築
- エ 医療的ケアの体制整備

③ 療育支援体制の整備

- ア 療育支援体制の充実
イ 連携の強化

- ④ さまざまなニーズに応じた支援体制の充実
 - ア 精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備
 - イ 依存症対策の推進
 - ウ 難病患者への支援

施策の方向性

(1) 総合的な保健、医療施策の充実

安心して適切な医療を受けることができるよう、医療機関の受診等に関する支援体制の整備等を行い、健康の維持・増進につなげます。

ア 障がいのある人の健康管理の推進

- ・ 障がいのある人にとって二次的機能障がいは生活上の困難の大きな原因の一つとなるため、二次的機能障がい予防のための健康診査事業を充実、啓発に努め健康管理の推進に努めます。

イ 受診機会の保障

- ・ 大阪府で実施している「大阪府障がい者地域医療ネットワーク推進事業」協力医療機関とも連携しながら、身近な地域で障がいのある人が適切な医療を受けられる仕組みづくりについて検討します。
- ・ 医療機関受診に際して、支援や配慮が必要な障がいのある人が、安心して適切に治療や相談を受けることができるよう、医療機関に対する啓発を行います。
- ・ 配慮や支援を要する障がいのある人が入院した場合について、入院先の医療機関で重度訪問介護を利用できる対象者の範囲を拡大するなど、十分な対応が可能となるよう、国に対して引き続き制度整備を働きかけていきます。
- ・ コミュニケーションの支援が必要な障がいのある人が医療機関に入院した際、医師や看護師等との意思疎通が可能となるよう支援を行います。
- ・ 障がいのある人の歯科診療について、一般歯科医院での治療が困難な人が容易に受診できるよう歯科診療事業や医療機関の情報提供の充実に努めます。
- ・ 障がい者医療費助成制度の対象範囲の拡大について、大阪府へ要望するとともに、

国に対しても医療費助成制度が国の制度として統一した基準を設けて実施されるよう引き続き要望していきます。

- ・ 重症心身障がい児（者）が、急病時に、円滑に適切な医療を受けられるよう、専門的な知識等を有するコーディネーターを配置し、連携する医療機関の確保、受入れの調整を図るなど、医療体制の構築を進めます。

（２）地域におけるリハビリテーション・医療の充実

さまざまなニーズに対応できるリハビリテーションおよび医療の充実に向け、関係機関との連携や支援体制の構築をおこないます。

ア 地域におけるリハビリテーション体制の整備

- ・ 障がいのある人が、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、また筋委縮性側索硬化症や重度重複障がい、高次脳機能障がいなど、様々な障がい種別への支援に対応していけるよう、心身障がい者リハビリテーションセンター等のリハビリテーション機能を有する施設、さらには医療機関・関係団体等と連携し、地域リハビリテーション体制の充実に努めます。
- ・ 心身障がい者リハビリテーションセンターは、地域においてリハビリテーション機能を有する関係諸機関と緊密に連携し、基幹施設として地域に即したコーディネート機能等のより一層の充実を図ります。
- ・ 舞洲障がい者スポーツセンター（アミティ舞洲）や長居障がい者スポーツセンターでは、スポーツセンターの環境を有効に活用し、利用者のライフスタイルに応じてのリハビリテーション、運動プログラムの作成を支援する相談事業を行います。

イ 中途障がいのある人の地域リハビリテーションの充実

- ・ 中途障がいのある人への支援として、医療・保健・福祉機関や当事者団体等と連携を

して、早期に、短期・集中的な訓練と心理的な支援、さらにはその後につながる職場復帰や社会復帰に向けた自立した生活を送るための訓練ができるような支援体制の整備に努めます。

ウ 地域における医療連携体制の構築

- ・ 2025（令和7）年に必要な病床機能（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）を確保していくために、病床機能のあり方を検討していくとともに、各病床機能の分化と連携を促進し、効率的かつ質の高い医療体制を構築していきます。

エ 医療的ケアの体制整備

- ・ 医療的ケアを必要とする障がいのあるこどもが地域において必要な支援を受けられるよう、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の基本理念にのっとり、「大阪市医療的ケアが必要な児童等の支援に関する検討会議」において、医療・保健・福祉・保育・教育等の各関係機関で連携・協議を行い、必要な施策の実現に向け検討していきます。
- ・ 特にニーズの高いショートステイについて、医療機関と連携して医療的ケアに対応したショートステイ事業の充実に努めます。
- ・ 医療的ケアを必要とする障がいのある人が身近な地域で必要なサービスを利用することができるよう、障がい福祉サービスについて、医療的ケアに十分対応できるようなサービスの充実や報酬の見直しを国に要望していきます。
- ・ 障がい福祉サービス事業所等に対し、医療的ケアに係る介護技術の向上を目的とした研修等を実施することにより、サービス提供基盤の充実に努めます。

(3) 療育支援体制の整備

障がいのある子どもの早期かつ適切な療育支援体制を整備するとともに、子どもを取り巻く家族を含めた支援等を通じ、発達段階に応じた切れ目のない支援を行います。

ア 療育支援体制の充実

- ・ 大阪市こども相談センター、心身障がい者リハビリテーションセンターや区保健福祉センターが関係機関等と連携し、各種相談、医学的診断・検査、発達評価の充実に努めるほか、家族に対して子育て全般を含めた日常生活場面及び発達援助への助言を行うなどの、療育支援体制の強化に努めます。
- ・ 障がいのあるこどもについては、できる限り早期に療育支援を行うことが重要とされていることから、乳幼児健康診査や4・5歳児発達相談等によって障がい疑われたこどもへの早期療育支援体制の充実に努めます。
- ・ 発達障がいのあるこどもの支援については、専門療育機関を設置し、身辺自立や集団への適応に向けた日常生活の力を伸ばすための個別的・専門的療育を親子通園により実施します。
- ・ 保護者も含めた家族を支援する観点に立ち、地域で安心して子育てを行っていただけるよう、子育てに関する自信の回復や不安を軽減し、親子関係の安定化を図ることにより、こどもの自尊感情を育み、自立に向けた取組ができるよう支援します。

イ 連携の強化

- ・ 障がいのあるこどもの早期医療体制から早期治療・療育に結びつけていくため、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の有機的な連携体制の確立を図るとともに、諸機関の間で中断されることなく連続したフォローアップ体制を整え、発達段階に応じた種々の対応が継続的かつ円滑に行われるよう努めます。

(4) さまざまなニーズに応じた支援体制の充実

障がい特性に応じた相談体制の充実や普及啓発、ニーズに応じた保健・医療体制の構築等を通じて、地域生活を支援します。

ア 精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備

- ・ 地域における精神保健福祉相談の充実を図るため、区保健福祉センターと区障がい者基幹相談支援センターや地域活動支援センター（生活支援型）などとの連携を強化するとともに、精神障がいのある人の複合的課題に対応していけるよう、こころの健康センターが、区精神保健福祉相談員等へ助言・指導などの技術的支援を行います。
- ・ 精神保健福祉の相談機関では精神障がいのある人の相談だけでなく広く市民に対し、精神疾患の一次予防（健康増進と疾病の予防）、二次予防（早期治療に加えて症状の悪化や再発を防止）の視点に立って、幅広くこころの健康づくりの推進を図ります。
- ・ 相談支援体制を充実させるとともに、他者とのコミュニケーション技術の向上のためのグループワークや、社会生活に適應するための対処方法を学ぶ生活技能訓練を実施し、精神障がいのある人が、集団的な関わりを持つなかで日常生活リズムを整え、日常生活圏の拡大や仲間づくりを行うことを支援します。
- ・ 精神科救急医療体制については、大阪府、堺市、関係機関と連携しながら、引き続き充実を図るとともに、2015（平成 27）年 8 月より運用している精神科合併症支援システム運用の強化を通じて、身体科疾患を併発する患者に対する救急医療体制の充実を図ります。
- ・ 加えて、身体科疾患を併発する精神障がいのある人が、できる限り身近なところで医療を受けていただくことができるよう、区保健福祉センターにおいて支援を行います。

イ 依存症対策の推進

- ・ アルコール・薬物・ギャンブル等依存症に対する理解を深められるよう、依存症者の支援者に対する研修を実施するとともに、依存症者の家族に対する家族教室の充実、依存症に関する普及啓発に努めます。
- ・ 依存症に関する相談窓口を設置し、依存症者やその家族、支援者等に対する専門相談の充実を図ります。
- ・ 地域における依存症支援体制検討会、依存症関係機関連携会議等を通じ、各関係機関との連携を図り、依存症者の支援についての協議、検討を進めます。
- ・ 依存症対策をより強化するため、大阪府と共同で「(仮称)大阪依存症センター」の開設に向け、2023(令和5)年度から「(仮称)大阪依存症センター機能検討会議」を設置し、同センターが担うべき機能について今後議論を進めます。

ウ 難病患者への支援

- ・ 「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行後、医療費の助成対象となる疾病は順次拡大されており、保健・医療・福祉にわたる総合的な難病対策の充実に努めるとともに、引き続き患者の負担軽減等について、国に対して働きかけていきます。
- ・ 難病患者、小児慢性特定疾病児、家族を対象にした専門医、保健師、小児慢性特定疾病児の養育経験者(ピアカウンセラー)等による医療、保健、福祉等に関する療養相談会や、患者・家族の療養生活上生じる問題や障がいの軽減を図るための交流会等について、患者・家族が参加や相談しやすいものとなるよう、より充実を図ります。